

鳥取県国土調査事業補助金交付要綱

制 定 平成11年5月6日付 農整第22号
最終改正 令和7年3月5日付第202400289839号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県国土調査事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づく国土調査事業等を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、その者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、やむを得ない場合を除き、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、農地・水保全課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、30日を加えた日数が経過するまでの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1号の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に掲げるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その変更等について国土交通大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

（遂行状況報告）

第7条 補助事業者は、当該交付決定を受けた年度の12月31日現在における補助事業の遂行状況を、当該年度の1月20日までに様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の12月31日現在における出来高に基づく概算払請求書を、当該年度の1月20日までに提出したときは、この限りでない。

- 2 規則第13条第2項の規定による報告は、同項第1号に該当する場合は様式第5号によるものとし、同項第2号に該当する場合は前項の報告書にその理由を記載した書類を添付して行うものとする。

（実績報告の時期等）

第8条 規則17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から1か月を経過する日—又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日
 - (2) 規則17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日
- 2 規則17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第6号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第7号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（処分を制限する財産等）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは「その処分について国土交通大臣の承認を申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。ただし、別表1の第4欄の補助率の規定は、平成14年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年5月20日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月6日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和3年3月25日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和5年5月26日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年3月5日から施行し、令和6年度事業（繰越明許費に係る事業を含む。）から適用する。
- 2 改正前の鳥取県国土調査事業補助金交付要綱の規定に基づき行った交付申請、交付決定その他の手続は、それぞれ改正後の同要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第3条、第6条関係）

1 本補助金の交付を受け ることができる者	2 補助事業	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
(1) 市町村 (2) 土地改良区及び 土地改良区連合 (3) 土地区画整理組合 (4) 農業協同組合及び 農業協同組合連合会 (5) 森林組合及び 森林組合連合会 (6) 農業委員会	(1) 地籍調査 事業 (2) 社会資本 整備円滑化 地籍調査事 業	法第6条の4の規定によ り行う地籍調査に要する 次のア・イに掲げる経費 ア 直接経費 (1)賃金 (2)報酬 (3)給料 (4)職員手当等 (5)報償費 (6)需用費 (7)旅費 (8)使用料及び賃借料 (9)安全費 (10)精度管理費 (11)委託料 (12)備品費 イ 附帯経費 (1)賃金 (2)報酬 (3)給料 (4)職員手当等 (5)報償費 (6)旅費 (7)需用費 (8)使用料及び賃借料 (9)備品費 (10)共済費 (11)災害補償費 (12)役務費 (13)補償補填及び賠償金 (14)公課費	5／6 (市町村に あっては、 3／4)	(1) 補助対象経費の 増減 (2) 補助対象経費の 欄に掲げるア及び イの経費の相互間 における経費の1 0%を超える増減 (当該増減の額が 30万円以下であ るときは除く。) (3) 調査地区の追加 ・廃止

様式第1号（第4条、第8条関係）

○○年度鳥取県国土調査事業計画（報告）書

1 事業目的 国土調査法第○条第○項の規定に基づく○○○○の実施

2 調査の内容及び経費の配分

(1) 総括表

補助事業者名	調査の目的	換算面積(km ²)	調査面積(km ²)			調査期間 (完了予定年月日)	調査に要する 総事業費(円)	負担区分(円)		
			地籍調査	数値情報化	集成図			県	市町村	その他
○○市	例 地図、簿冊を 整理し、地籍 の明確化を図 る。									

(注) 要領第6条に定める承認を要しない変更がある場合には変更前を上段に括弧書きとし、比較できるよう併記すること。

換算面積は、C、D、E、F、G、H工程及びRD工程のうち地籍図等作成の各々の調査面積に換算面積率を乗じた面積の合計を記載する。

(2) 明細表

補助事業者名	単位区域名	精度	縮尺	換算面積(km ²)	調査面積(km ²)										調査費(円)	備考		
					C	D	E		F I	F II		G	H			RD		
							E 1	E 2		F II 1	F II 2		地籍図等作成	数値情報化	集成図	RD1	RD2	RD3
○○市	(大字)○○区																	
合計																		

(注) 承認を要しない変更がある場合には、(1) 総括表と同じ方法で併記

(3) 事業計画図・・・・別添のとおり (国土地理院発行の地形図(縮尺2万5千分の1又は5万分の1)により別に定める書式により3部添付)

○○年度国土調査事業収支予算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	摘要
県補助金	円	
補助事業者等負担金		
計		

2 支出の部

区分	本年度予算額	摘要
県補助金	円	
ア 直接経費		
○ ○ 費		
○ ○ 費		
○ ○ 費		
小計（ア）		
イ 附帯経費		
○ ○ 費		
○ ○ 費		
○ ○ 費		
小計（イ）		
地籍調査費計（ア+イ）		
合 計		

注) 地籍調査費については、調査費の区分（経費配分の内訳）ごとに区分し記載すること

様式第3号（第5条関係）

番号
年月日

様

鳥取県知事
(公印省略)

〇〇年度鳥取県国土調査事業補助金交付決定通知書

年月日 第号（以下「申請書」という。）で申請のあった国土調査事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「国土調査（地籍調査）事業」及び「社会资本整備円滑化地籍調査事業」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱（平成11年5月6日付農整第22号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地籍調査費負担金交付要綱（昭和33年11月24日付経企土第130号経済企画事務次官依命通達）、社会资本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

○○年度地籍調査事業遂行状況報告書

担当者印

様式第5号（第7条関係）

年　月　日

鳥取県知事 様

名 称 代表者の氏名

令和〇〇年度国土調査事業の完了予定期日変更報告書

令和 年 月 日付第 号をもって交付決定の通知があった国土調査事業について、
完了予定期日の変更が生じたため、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、別紙
のとおり報告する。

様式第5号 別紙

事業の名称			交付決定額		完了予定期日		予算の 繰越額 (円)	当初の完了 期日までの 予定出来高	変更の事由
事業名	作成者名	地区名	番 号 年月日	補助金額	変更前	変更後			

(注) 「番号年月日」は、交付決定通知の番号と年月日を記載し、括弧書きは変更決定通知の番号と年月日を記載すること。

「当初の完了期日までの予算出来高」は、完了予定期日の時点における事業進捗割合を「%」で記入すること。

様式第6号（第8条関係）

○○年度国土調査事業収支精算書

1 収入の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		摘要
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
補助事業者等負担金					
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		摘要
			増	減	
地籍調査費					
ア 直接経費					
○ ○ 費					
○ ○ 費					
○ ○ 費					
小計（ア）					
イ 附帯経費					
○ ○ 費					
○ ○ 費					
○ ○ 費					
小計（イ）					
地籍調査費計（ア+イ）					
合 計					

注) 地籍調査費については、調査費の区分（経費配分の内訳）ごとに区分し記載すること

様式第7号（第8条関係）

年　月　日

職氏名　　様

所 在 地
名 称
代表者の氏名

年度仕入控除税額確定報告書

年　月　日付　第　号で交付決定のあった国土調査事業補助金に係る仕入控除税額が確定したので、鳥取県国土調査事業補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金及び補助対象経費の確定額 (年　月　日付第　号による通知額)	(1)補助金の確定額 (2)補助対象経費の確定額	金	円
2	実績報告時控除税額 (交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除額)		金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額		金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2) ×	<hr/> 1の(1) 1の(2)	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。